

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定フォローアップセミナー Q&A (2022年4月実施)

(2022年4月28日時点)

【留意事項】

- ・類似の質問はまとめた上、現時点の回答を掲載しております。
- ・当該回答は法的効力をもつものではなく、また事前教示に代わるものではありません。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
一般事項	1	日本のEPA運用における、財務省・税関、経産省、日本商工会議所のそれぞれの立場と役割を教えてください。	財務省・税関：日本の関税に係る約束の履行確保、輸入貨物に関する事前教示の実施、事業者によるRCEP協定の利活用支援（セミナーの開催やマニュアルの作成・公表等）等の業務を行っています。 経済産業省：経済連携協定の利活用に関する業務、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（原産地証明法）に基づく第三者証明制度及び認定輸出者自己証明制度の運用に関する業務を行っています。 日本商工会議所：原産地証明法に基づき、経済産業大臣が指定したEPAに基づく原産地証明書の指定発給機関として、第三者証明制度に基づく特定原産地証明書の発給を行っています。
	2	経済産業省説明資料P5についてRCEP事務局の連絡先を知りたい。	現時点でお示しできるような情報はございません。
	3	経済産業省から「一般的な協定の見直しは5年ごと」という説明があったが、品目別規則を変更してほしいなど事業者側の見直しをお願いしたい内容を反映してもらうためには、どのような手続きを踏めばよいか。	一般的な協定の見直し時、経産省として所管産業界に対してニーズ調査を行うので、その際インプットいただければ幸いです。
譲許内容	4	RCEPはアセアン、韓国、中国、豪州、ニュージーランドを対象とした地域協定と認識しているが、税関HPの輸入統計品目表では、RCEP(韓国)、RCEP(中国)、RCEP(アセアン、豪州、ニュージーランド)と分けて関税率が表記されている。RCEPは、韓国、中国、アセアン・豪州・ニュージーランドとの、3つの異なる地域協定なのか。それぞれ分けて考えないと対象品目や協定税率が異なるなど、運用面で違いが生じるのか。	RCEP協定はRCEP参加国を包含する一つの経済連携協定ですが、各国の関税譲許の方法は締約国に一律な譲許税率を設定する「共通譲許」を採用する国と、譲許税率を締約国ごとに個別に設定する「個別譲許」を採用している国があります。日本においては「個別譲許」を採用しており、日本の譲許内容は、①対ASEAN・豪州・ニュージーランド、②対中国、③対韓国の3つに分かれています。そのため、締約国ごとに譲許内容が異なる産品についていずれの関税率を適用するかを決める税率差ルールが設けられているという点が他のEPAとの大きな違いです。ご自身が輸出入される産品の関税分類番号と輸入締約国の譲許表とをよくご確認ください。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
譲許内容	5	RCEP協定税率の引下げについて、輸入取引実績が少なく、仮に本年から4年間輸入取引実績がなく、5年目に貨物を輸入する場合であっても、RCEP協定のステージング表における5年目の税率が適用されるか。	RCEP協定税率は輸入取引実績の有無にかかわらず適用され、5年目に貨物を輸入する場合は、RCEP協定附属書I（関税に係る約束の表）における5年目の税率が適用されます。なお、日本への輸入時に適用されるRCEP協定税率の確認にあたっては、日本税関HPに掲載のRCEP協定のステージング表及び輸入統計品目表（実行関税率表）をご利用ください。 ●RCEP協定のステージング表 https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chui.htm ●輸入統計品目表（実行関税率表） https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm
	6	今後、譲許対象品目が新たに増えることはあるか。	附属書I（関税に係る約束の表）の譲許対象品目の拡大を含む協定の改正にあたっては、締約国間の合意が必要であるため、現時点でお答えすることは困難です。
原産地規則を満たすか	7	いわゆる来料加工、日本から材料を無償で中国企業に提供し、中国で産品を加工して完成させ、完成産品を日本へ輸入する貿易取引の場合、RCEP協定税率の適用は可能か。	来料加工の場合も、その他の産品と同様、産品に対してRCEP協定税率が設定されており、かつ産品が協定の原産地規則を満たす原産産品であることが確認できる場合は、RCEP協定税率の適用が可能です。
	8	プラモデルのようなものを接着剤やネジを用いて組み立てる作業は、軽微な工程・加工に該当するか。	部品の組み立ては、一般的にRCEP協定の「軽微な工程・加工」に該当しません。協定第3・6条及び第2・6条5において軽微な工程及び加工が規定されていますが、接着剤やネジ等の部品を使用して産品を組み立てる工程については同条に規定がないためです。その他、協定第3・6条及び第2・6条5に規定する工程及び加工に該当するかがご不明な場合は、輸入締約国税関への事前教示照会等による確認をご検討ください。
	9	同一製品をタイ、日本の2か国で生産し、すべてを日本において一括して在庫管理している。いずれの産品もRCEP原産品と認められる場合、一般的に認められる在庫管理方式に従い、一部をタイ原産品、残りを日本原産品として日本から輸出することはできるか。	一般的には、RCEP協定においては、第3・11条において代替性のある産品が原産品であるかどうかについての決定を、産品が混在している場合には、輸出締約国において会計年度を通じて使用される一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていることに基づいて行うことが可能です。ただし、ご質問の産品が代替性のある産品と認められるか、また、第2・6条の規定に従って決定されるRCEP原産国と第3・11条の規定の適用の関係については、輸入国税関により判断が異なる可能性があります。具体的な産品の情報をもって輸入国税関に照会されることをお勧めします。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (一 般 ・ 輸 入)	10	RCEP協定の原産地証明書は船積み日翌日から遡及発給の扱いになるという理解でよいか。	協定第3・17条8には、船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合で、一定の条件を満たしている場合は、原産地証明書を遡及して発給することができる旨規定されていますので、船積みの後に発給される場合、遡及発給の扱いになります。
	11	付加価値基準を適用する場合、原産地証明書にFOB価額が記載されるが、第三者インボイス利用時に原産地証明書に記載されるFOB価額は、輸入通関時に提出する第三者インボイスに記載される価額と、輸出締約国におけるFOB価額、どちらが正しいのか。	原産地証明書にはRCEP協定の規定に従い正しいFOB価額が記載されている必要があります。その前提で、一般的には輸出締約国におけるFOB価額が正しい記載となります。 なお、第三者インボイスを用いるケースでは、原産地証明書に記載されるFOB価額とインボイスに記載される価額とが一致しない場合がありますが、インボイス価額に非締約国のインボイス発行者の利益が加算されている場合、当該価額の相違は当然ですので、このことのみを理由にRCEP税率の適用は否認されません。
	12	ある締約国の原産地証明書発給機関から、インボイス番号を複数記載する事はシステム上不可能であるため1インボイス毎に1原産地証明書の発給が必要といわれている。協定上、そのような取り決めがあるのか。	協定上、1回の輸送のために発給された2枚以上のインボイスを1枚の原産地証明書に記載した場合でも、その原産地証明書は認められる旨が規定されています。一方で、2枚以上のインボイスを1枚の原産地証明書に記載することが明確な義務とはなっておらず、原産地証明書発給のシステム運用については輸出国の運用に委ねられています。
	13	韓国輸出者から提示を受けた「認定輸出者証明書」には「Korea FTA AEX」と記載され、発効日「2017/6/1」がRCEP発効より前となっている。この者はRCEP協定の認定輸出者による自己証明を行える者なのか。また、締約国の認定輸出者リストは公表されないのか。	認定輸出者は各協定ごとに認定されるものですが、RCEP発効前に他の協定で認定されている者であっても、RCEP協定の認定輸出者としても認められている場合があります。なお、日本税関においては、相手国から入手した情報の秘密保持の観点から、認定輸出者リストの公表はしておりませんが、一部の締約国では自国の認定輸出者に関する情報を一部公開している場合もあります。
	14	ある締約国から発給される原産地証明書上にはHS2022年版のHS番号が記載されており、発給機関に修正を依頼したが受け付けてもらえない。輸出締約国に是正を求めてほしい。	
	15	輸出国でHS2012バージョンに変換したHS番号での原産地証明書の発給を求めたところ、譲許税率の設定がないとして発給できないとされた件があった。後日、無事に発給されたが、このようなトラブルは輸入時期に遅れを生ずることもあるため、改善してほしい。	RCEP協定では、締約国間で原産地証明書にHS2012年版のHS番号を記載することとされておりますので、関係機関を通じて当該記載の徹底を働きかけてまいります。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (一 般 ・ 輸 入)	16	財務省説明資料P9について HS番号の相違がある場合、原産地基準が原産材料のみから生産される産品（PE）であればHS番号の違いが原産地規則適用に影響がないので原産地証明書は有効ということであったが、この場合に日本税関からPEを満たすことの追加資料提出を求められることはあるか。	輸入申告における適用税番と相違するHS番号が記載された原産地証明書は、原産地証明書に記載された原産地基準が原産材料のみから生産される産品（PE）であり、輸入貨物がRCEP協定上の原産品であることに特段の疑義が認められない場合は、追加資料を提出いただかなくても有効なものとして認められます。
	17	財務省説明資料P10について 原産地証明書に記載のHS番号と輸入通関時に適用されるHS番号が相違する場合の例について、原産地基準がRVCである場合は常に品目別規則が同じ場合に該当して有効という理解でよいか。	RCEP協定の場合、域内原産割合（RVC）に係る品目別規則はいずれのHS番号であってもRVC40となっており、原産品と認められるための域内原産割合が同じですので、原産地証明書に記載された原産地基準がRVCである場合、原産地証明書に記載のHS番号と輸入通関時に適用されるHS番号が相違しても品目別規則が同じ場合に該当します。 ただし、RCEP協定以外の協定では、産品のHS番号によって要求される付加価値の割合や計算方法が異なる場合があり、この場合は、原産地証明書に記載されている原産地基準がRVCであっても、HS番号の相違により品目別規則が異なる場合に該当しますのでご注意ください。
	18	原産地証明書について、対象産品が数種類あるがHS番号がそのうちの一つの産品についてのみ記載されるというケースが散見される。原産地基準が原産材料のみから生産される産品（PE）の場合、HS番号相違が原産性の判断に影響せず追加資料の提出がなくても原産地証明書は有効とのことだが、このような原産地証明書についても同様の取扱いが認められるか。数種類の産品がいずれも類似のもので、代表的なHS番号のみ記載したのではなく発給当局が同一のHS番号であると判断したものであり、輸入申告時に適用されるHS番号は異なる場合はどうか。	ご質問のケースで原産地証明書が有効と認められるためには、記載された内容から原産地証明書が証明している産品が特定できるかがポイントになると考えられます。記載されている数量やインボイス記載内容との対査により証明対象となる産品が特定でき、かつ輸入しようとしている産品との同一性が確認できれば、産品のHS番号の相違は原産地基準が原産材料のみから生産される産品（PE）の場合の原産性の判断に影響しないため、原産地証明書は有効なものとして取り扱われます。
	19	輸出国において関税分類変更基準（CTC）を満たす産品として原産地証明書の発給を受けようとしたが、発給当局から、「CTCは一次材料が非締約国から輸入されたものである場合にのみ申請を認められるので、原産材料のみから生産される産品（PE）としての証明書類を揃えるように。」と言われた。不要な対応だと思うが、どうしたらよいか。	RCEP協定第3・1条において、原産材料とは「この章の規定に従って原産品とされる材料」、非原産材料とは「この章の規定に従って原産品とされない材料」と定義されています。日本では、利用者の証明負担軽減の観点から原産品であることが証明されていない材料を非原産材料と扱う運用を行っています。ただし、それによって本来原産品として認められるべきものが認められない等、特段の事情がある場合は、詳細な資料とともに各税関の（首席）原産地調査官部門までご相談ください。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (一 般 ・ 輸 入)	20	ある締約国で発給された原産地証明書の原産地基準にCTCと記載があるが、「一次材料は全て締約国で生産されている」との輸出者からの説明があることから、原産材料のみから生産される製品（PE）として証明すべきものとする。発給機関が、品目別規則の関税分類変更基準（CTC）を満たしている場合にはPEではなくCTCとして原産地証明書を発給する運用を行っているようであるが、この運用は正しいのか。	製品によっては「原産材料のみから生産される製品（PE）」又は「品目別規則の関税分類変更基準（CTC）を満たす製品」のどちらでも原産性の証明が可能な場合があり、この場合はどちらを選択しても正しい証明となります。日本税関の事前教示回答等においても、PEとCTCのどちらでも証明が可能な製品の場合、利用者の証明負担軽減の観点から、所定の関税分類変更が起きている材料については原産性を証明する書類の提出を求めることをせず、CTCを満たす原産品と認める運用を行っております。なお、このご質問の製品については、PEとして証明されるべきものはわかりませんのでご注意ください。原産材料と認められるためにはその材料が協定の原産地規則を満たしている必要があり、「締約国で生産されている」という情報だけでは原産材料となるか不明であるためです。
	21	完全生産品である材料のみから生産された製品は完全生産品であると認識しているが、原産材料のみから生産される製品（PE）として証明しても、日本への輸入申告時に問題にならないか。	一の締約国において一の締約国の完全生産品のみを材料として生産される製品は、協定第3・3条(j)により完全生産品(WO)と認められますが、同時に第3・2条(b)の原産材料のみから生産される製品（PE）として証明することも可能です。
	22	第三者証明制度の原産地証明書を輸出国側で発給申請するにあたり、契約に関する日本所在の第三者の社名を、第三者インボイス情報を記載すべき第14欄に入力するとエラーとなる。発給機関からは「第14欄に日本の会社名は記載できない」と説明を受けたが、RCEP協定上の第三者は第三国所在の者に限定されないと理解しており誤った運用ではないかと考える。原産地証明書に記載される発給申請者と貨物のインボイスを発行する者が異なるため、証明書にインボイス発行者についての記載がない。このような証明書を日本での輸入申告において使用するにあたり、他に用意すべき書類があるか。	協定上、第三者の仕入書について第三国所在の第三者に限定する規定はありません。 なお、日本への輸入に関しては、原産地証明書に記載される輸出者名とインボイス発行者とが異なる場合であっても、輸入関係書類において両者の関係性が分かる場合は、原産地証明書を有効なものとして取り扱っております。メーカーズインボイスや両者の業務委託関係が分かるような取引関連書類を輸入申告時に提出ください。
23	第三者証明制度で第三者インボイスを利用する場合、原産地証明書第14欄にサードパーティの記載があれば、輸入申告時にメーカーズインボイスの提出は不要と理解しているが、間違いはないか。	第17欄のThird-party invoicing欄のチェック及び第14欄に第三者インボイス発行者の名称と国名についての記載により、原産地証明書に記載された貨物と輸入時に提出される第三者インボイスに記載された貨物との同一性の確認ができれば、メーカーズインボイスの提出は不要です。	

カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (一 般 ・ 輸 入)	24	<p>以下の原産地証明書は有効と認められるか。</p> <p>①船積み日2日後の発行であるが、17. ISSUED RETROACTIVITY欄へのチェック入力がない。</p> <p>②4. Means of transport and route (if known)欄に記載されているDeparture Dateや、13. Invoice number(s) and date of invoice(s)欄に記載される日付が、輸入申告時に提出するインボイスやB/Lに記載されている日付と異なっている。</p> <p>③12. Quantity (Gross weight or other measurement)欄にグロスウェイト以外の数量が記載されている。</p> <p>④輸入申告時に提出するインボイスが日本語で作成されているため、品名の記載が原産地証明書と異なっている。</p>	<p>日本税関においては「不備のある経済連携協定原産地証明書等の取扱い」に従って以下のとおり取り扱います。</p> <p>①真正性が明らかな場合は、有効。</p> <p>②取引関連書類により輸入貨物との同一性が確認できる場合は、有効。</p> <p>③第12欄は数量（グロス重量その他の計量法）を記載することとされており、必ずしもグロス重量である必要はなく、インボイスに記載されるネット重量やカートン数等の記載も可能です。</p> <p>④輸入申告時に提出されるインボイスが英語表記ではなく、品名の記載が原産地証明書と異なっている場合であっても、輸入貨物との同一性が確認できる場合は、有効。</p> <p>不備のある経済連携協定原産地証明書等の取扱い 参照 https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf</p>
	25	<p>不備のある原産地証明書等の取扱いについて、輸入貨物との同一性が確認できれば有効となる場合について、具体的な確認内容はどのようなものか。</p>	<p>具体的な確認内容は個別の事案によりますが、例えば船積関係書類やインボイス、パッキングリスト、その他の追加提出書類等で原産地証明書に記載された製品と輸入申告貨物が同一であることが確認できれば有効な原産地証明書であると認められます。</p> <p>(例) 仕出港・輸送手段・船名等に相違があるが、B/Lにより確認が可能 輸出者欄の輸出者名、住所等の記載に相違があるが、商流がわかる追加提出資料で確認が可能</p>
	26	<p>財務省説明資料P11について</p> <p>「第三者証明制度の原産地証明書の記載内容について確認できない場合であっても、RCEP協定税率の適用を要求することは可能」とあるが、証明書に不備がなければ、輸入者が製品が原産品であることについて確認できなくても輸入許可が保留されることはないかと理解してよいか。</p>	<p>輸入者自己申告以外の証明制度利用の場合は、輸入者が製品が原産品であることを確認できない場合であっても、不備のない原産地証明書等の提出によりRCEP協定税率適用が要求され、その他の申告書類に係る審査で特段の疑義がなければ、日本税関は輸入を許可します。</p> <p>ただし、輸入許可後の事後確認により貨物がRCEP協定上の原産品であることが確認できない場合は、RCEP協定税率の適用は否認されます。また、事案の内容に応じて過少申告加算税等の対象にもなります。そのため、日本税関では、輸入者に、特恵関税の適用により直接便益を受ける者として、輸入貨物が原産品であるかどうかを輸入申告時に確認いただくことをお願いしています。</p>

カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (一 般 ・ 輸 入)	27	輸入者自己申告制度の原産品申告書を作成し、品目別規則CTSHを満たす貨物として原材料および製造工程の関係書類を提出して輸入申告したところ、税関から、原材料の原産国について質問があった。締約国原産材料かどうか確認し原産材料のみから生産される産品（PE）となるかの確認を事前にする必要がありますのか。	ご質問の貨物に係る具体的な情報がわかりませんが、品目別規則CTSHの場合、産品と原材料のHS番号が6桁水準で異なっていれば当該原材料の原産性は確認する必要がありません。ただし、原材料のうちCTSHを満たさないものが含まれている場合（産品と原材料のHS番号が6桁水準で同一の場合）は、当該原材料は協定上の原産材料である必要があります。よって、当該原材料が協定上の原産材料であることを証明する情報が必要になります。
	28	韓国から化学品を輸入するため原産地証明（原産地基準＝関税分類変更基準）を用意したところ、当該化学品に含まれる成分とそれぞれの原産国、HS番号の情報を提示するよう話があった。これらの情報の確認が取れない場合、RCEP協定税率を適用できないのか。	前提として、韓国から日本への輸入の場合に利用可能な証明制度は、①第三者証明制度②認定輸出者制度③輸入者自己申告制度 となります。 このうち、①第三者証明制度②認定輸出者制度を利用する場合は、証明書に不備がなければ、「関係書類」の提出は不要です。ただしこの場合でも、日本税関は輸入者のみなさまに、特惠関税の直接便益を受けるとして輸入申告時に貨物が原産品であるかの確認をお願いしております。これは、事後に貨物が協定上の原産品でないことが判明した場合には、RCEP協定税率の適用が否認されることになり、輸入者自身が不利益を被る結果となるためです。一方で、③輸入者自己申告制度 を利用する場合は、原産地証明（原産品申告書）のほかに、「原産品申告明細書」及び「関係書類」を日本税関に提出する必要があります。ご質問のケースでは関税分類変更基準を適用されたとのことですので、「関係書類」に含むべき内容となるのは、化学品を生産した場所と工程、生産に使用した全ての非原産材料のHS番号、関税分類変更基準を満たさない材料（＝原産材料でなければならない）が協定上の原産品の要件を満たすことを示す情報等が想定されます。輸入者自己申告制度は、輸入者が、産品が原産品であることに関する十分な情報を有している場合に利用できる制度ですので、原産品であることの情報の確認が取れない場合、RCEP協定税率の適用はできません。
	29	輸入通関時の税関審査について、品目別規則の関税分類変更基準（CTC）を適用した第三者証明制度の原産地証明書を提出する場合に、ある税関官署では、原材料についてのHS番号や原産国情報を記載した追加書類の提出を求められ、当該書類が提出できない場合はRCEP協定税率の適用はできないと言われることがある。他の官署では提出できる書類の範囲でCTCを満たすことを審査してRCEP協定税率を適用して輸入許可される。なぜ官署によって確認の度合いが異なるのか。第三者証明制度の原産地証明書以外に提出を要する書類を統一して明示してもらえないか。	原産地証明書等に不備がない場合は追加書類の提出は不要ですが、原産地証明書に不備がある場合及びその他の通関関係書類等の輸入通関審査により産品が原産品であることに疑義が生じた場合は、原産品であることを明らかにする書類の提出を求める場合があります。 原産品であることを明らかにする書類は産品に適用する原産地規則や疑義の程度により異なりますが、RCEP協定フォローアップセミナーQ&A参考資料P4 「【輸入者の書類保存義務】産品が原産品であることを証明するために必要な書類」に例を挙げていますので、ご参照ください。なお、ご質問にある関税分類変更基準（CTC）を適用している場合に必要な書類は、材料一覧表（HS番号を含む）、製造工程フロー図、生産指図書等となります。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (一 般 ・ 輸 入)	30	積送基準を満たすことを証明する書類の一つとして通しB/Lが例示されているが、通しB/Lとはどのようなものをいうのか。	<p>通しB/Lとは一般に、二つ以上の異なる運送機関によって運送され、それら運送機関の間に通し連絡運送契約が締結されている場合に、最初の運送人が全運送路に対して発行するB/Lのことを指します。陸海通しB/L、海上積替えのみのB/Lなどがあります。通しB/Lが発行されない運送契約の場合は、その他の積送基準を満たすことを証明する書類（税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他の税関長が適当と認める書類）をご用意ください。詳しくは税関HP原産地規則ポータルに掲載のリーフレット「特惠税率の適用における「積送基準」について」を参照ください。</p> <p>https://www.customs.go.jp/roo/2_leaflet_tokuhei_sekisou.pdf</p>
	31	積送基準について、運送要件証明書が提出できない場合、第三者証明制度に係る原産地証明書への経由地の記載でも認められる旨の説明があったが、具体的な根拠規定や手続方法を教えてほしい。	<p>関税法基本通達68-5-1(1)ハに、関税法施行令第61条第1項第2号ロ(1)又は(2)に該当することを証する書類の提出が不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書等への記載をもって運送要件証明書のうちその他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない旨の記載があります。ただし、積替地の原産地証明書への記載の可否は、発給当局の運用によります。また、日本税関は、必要に応じて事後に、輸出締約国に対して当該記載内容の確認を行います。</p>
	32	中国から輸出され、香港の港まで陸送された後、船積される貨物で、B/Lには荷受地・積地ともに香港と記載される場合、この貨物についてRCEP協定税率を適用することはできるか。また、適用可能である場合、こういった書類で証明すればよいか。	<p>香港はRCEP協定の非締約国・地域となりますので、協定税率適用のためには、協定第3・15条の積送基準を満たす必要があり、日本への輸入申告においては、(a)香港において更なる加工が行われていないこと及び(b)香港において税関当局の監督の下に置かれていたことを示す書類の提出が求められます。具体的には、(a)(b)を証明する香港における権限を有する官公署が発給する証明書が考えられますが、これが入手できない場合は、荷受地・積地ともに香港と記載されるB/Lを入手されているとのことですので、それ以外に、中国から香港の運送関係書類、香港における倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類、香港税関監督下の倉庫への搬出入記録の写し等をご用意いただくことが考えられます。これらの書類を提出することが不可能であるときは原産地証明書等への積替地等の記載をもって、運送要件証明書のうち「その他税関長が適当と認める書類」の提出があったものとして取り扱って差し支えないとされています。</p> <p>詳しくは税関HP原産地規則ポータルに掲載のリーフレット「特惠税率の適用における「積送基準」について」Q&A Q.2を参照ください。</p> <p>https://www.customs.go.jp/roo/2_leaflet_tokuhei_sekisou.pdf</p>

カテゴリ	No.	質問事項	回答
	33	<p>原産地証明書の入手が、輸出国発給当局の都合により日本への貨物到着の数日後になる。原産地証明書の提出は輸入許可後でも認められるか。</p> <p>また、輸入申告時の原産地証明（第三者証明制度・認定輸出者制度・自己申告制度）の提出を省略するような手続緩和措置はないか。</p>	<p>原産地証明書等の入手が間に合わない場合は輸入許可前貨物の引取り（BP）制度をご利用ください。なお、日本税関への原産地証明書提出は、電子データでも認められます。</p> <p>課税価格の総額が20万円以下の少額貨物については原産地証明書等の提出が不要となっております。</p> <p>また、AEOの特例申告に係る貨物については原産地証明書等の提出に代えて保管することが可能になっています。</p>
原産地手続（一般・輸入）	34	<p>原産地証明書等の提出猶予を理由とした輸入許可前貨物の引取り（BP）制度の利用は、第三者証明制度以外の証明制度（認定輸出者制度、輸出者・生産者又は輸入者による自己申告制度）を利用する場合でも認められるか。</p> <p>認められる場合、輸入許可前引取をした貨物の輸入許可（IBP）時に、BP時に選択した証明制度と異なる制度の原産地証明を提出することは可能か。</p>	<p>輸入許可前貨物の引取り（BP）制度は、第三者証明制度以外の証明制度に基づく書類の提出猶予を理由とする場合も承認申請可能です。また、BP時に第三者証明制度を利用するとして承認申請を行い、輸入許可前引取をした貨物の輸入許可（IBP）時に輸入者自己申告に係る原産品申告書を提出するなど、BP時とIBP時の証明制度が変更になった場合でも、特惠税率の適用が認められます。ただし、BP時にRCEP協定適用と申告し、IBP時に日アセアン協定の原産地証明書を提出するといった、適用するEPAの変更については認められません。</p>
	35	<p>発給機関が新型コロナウイルス感染拡大により一時的に閉鎖し、原産地証明書の発給を受けられない場合、輸入許可前貨物の引取り（BP）制度や自己申告制度利用以外に救済措置はあるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大に起因し、輸出締約国の発給機関が原産地証明書の発給を休止している場合は、関税法施行令第61条第4項及び関税暫定措置法施行令第28条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するものとして、輸入申告等に際して原産地証明書等の提出猶予が認められます。</p> <p>提出猶予を受ける場合の手続</p> <p>書面：税関様式C-5295、C-5295-1又はP-8200を税関へ提出。</p> <p>NACCS：税関に事前相談の上、IDAの際に以下を入力。</p> <p>原産地証明書識別コード4桁目に「7」（EPAに基づく原産地証明書又は原産品申告書の提出猶予申請を行う貨物（EPA用））</p> <p>記事（税関）欄に具体的理由</p> <p>詳しくは、税関HP原産地規則ポータルのご案内をご覧ください。</p> <p>https://www.customs.go.jp/roo/origin/roo_corona.htm</p>

カテゴリ	No.	質問事項	回答
	36	事前質問回答で、コロナ感染拡大により原産地証明書の発給を受けられない場合の提出猶予について説明があったが、輸入許可前貨物の引取り（BP）制度の利用と何が異なるのか。	BP承認申請では関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受ける必要がありますが、コロナ感染拡大により原産地証明書の発給を受けられない場合の提出猶予の場合には担保の提供及び税関長の承認の必要がありません。新型コロナウイルス感染拡大に起因し、経済連携協定の締約国の権限ある当局等が締約国原産地証明書等の発給を休止している場合や、当該締約国から書類を運送することが困難となっている場合等（輸入者の責めに帰することができない理由による場合に限る。）には、関税法施行令第61条第4項及び関税暫定措置法施行令第28条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するものとして、輸入申告等に際して関税法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けることなく締約国原産地証明書等の提出猶予が認められます。
原産地 手続 （ 一 般 ・ 輸 入	37	NACCS用品目コードについて、第61類の製品のうち「ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」に関してはRCEPのみに使用する品目コードが設けられている。恒常的に原産地証明書を取得しRCEP協定税率を適用して輸入申告をしているところ、一回の輸入に限り証明書の発給を受けられないためWTO税率適用により輸入するという場合、当該RCEPのみに使用する品目コードを用いて輸入申告することは可能か。	RCEP協定税率を適用しない貨物の輸入申告においては、WTO税率適用のために設定されたNACCS用品目コードを確認の上、入力ください。 なお、輸入申告時に原産地証明書の提出が遅れる場合は、輸入許可前貨物の引取り（BP）制度を利用することも可能です。
	38	輸入時に暫定法8条と併用してRCEP協定税率適用を申告したい。提出書類の容量が多くMSX送信ができないが、どのように対応したらよいか。	NACCSの申告添付登録業務（MSX）において、登録可能な容量は1ファイルあたり3MB、1申告あたりの合計容量（有効分）は10MBとなっております。MSXにより提出が必要な書類で当初から容量を超過する場合は、関係書類を書面で提出してください。ファイルの追加により、容量を超えることとなった場合、あらかじめ申告先部門に連絡を行い、PDFファイル等により提出した関係書類を「窓口提出」に切り替えた上で、改めて全ての関係書類を書面で提出してください。
	39	輸出者からPDFファイルで原産地証明書を提供された場合や、原産地証明書が電子発給された場合、日本の輸入申告時に提出すべき原本とはどのように考えればよいか。	NACCSでの輸入申告に際して、原産地証明書を電磁的記録（書面で発給されたものをスキャンしたものの、電子発給されたものを含む。）により提出することができます。その場合、200dpi以上の解像度で、かつ、カラーのファイルでの提出が必要です。なお、提出された電磁的記録が不鮮明であり、記載内容を確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合は、再度提出を求めることがあります。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
入	40	輸入申告時に提出する原産地証明書等は、写メールを印刷したもので認められるか。また、輸入者が保存する書類は、ファイリングのために穴を開けたもので問題ないか。	<p>原産地証明書については、200dpi以上の解像度でかつカラー※であれば、スマートフォン等のカメラで撮影した画像を電子ファイル化（JPEG形式、PNG形式等）したものであってもNACCSのMSX業務（申告添付登録業務）で提出することが可能です。ただし、不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など、税関の審査・検査に支障があると認められる場合には再提出を求める場合があります。また、スマートフォン等により電子ファイル化したものを印刷して紙で提出することは認められません。なお、原産地証明書以外の書類についてはカラーでなくとも提出することが可能です。</p> <p>輸入者が保存する書類については、記載内容を正確に確認できるものであればファイリングのために穴を開けたもので問題ありません。</p> <p>※輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）15-1(3)（輸入申告等時の添付書類等の提出）</p>
原産地 手続 （ 一 般 ・ 輸 入）	41	第三者証明制度の原産地証明書について、現在、輸出国の発給機関が申請者に対し紙で証明書原本1部を発給する状況である。日本の輸入者は、当該証明書を200dpi以上のカラーでPDF化したものを電子メール等で申請者から受領し、これを輸入申告時に原本として提出できるということでしょうか。また、これが認められる場合、現地申請者が発給を受けた紙の原本は保存の必要がないという理解でよいでしょうか。	<p>NACCSで輸入申告する場合は、紙で発給された原産地証明書を200dpi以上のカラー※でPDF化したものを、原本として日本税関に提出することが可能です。輸入申告時に提出された書類については保存義務の対象外となりますが、提出された電磁的記録が不鮮明な場合には事後に再提出を求めることがありますので、ご注意ください。</p> <p>※輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）15-1(3)（輸入申告等時の添付書類等の提出）</p>
	42	電子発給された原産地証明書について、電子署名（タイムスタンプ）が付されたものは、印刷の上カラーで提出するのが正しい取扱いでしょうか。または、タイムスタンプ付きのままの電子データを添付して提出しても認められるか。書類保存については、電子発給された電子データの形で保存せず、カラー印刷したものを原本として保存することが認められるか。	<p>国によっては電子発給した原産地証明書を事業者が自分でプリントアウトして輸入国税関に提出することを想定したものがありますが、その場合日本税関においては印刷の上カラーで提出したものを添付して提出しても、電子データのまま添付して提出してもどちらでも問題ありません。輸入申告時に税関に提出した原産地証明書については輸入者に保存する必要はありませんが、AEOの特例申告に係る貨物の場合等で原産地証明書を税関に提出しない場合には、電子データの形で保存でもカラー印刷したものの保存でもどちらでも問題ありません。</p>

カテゴリ	No.	質問事項	回答
書類保存・事後確認	43	輸入者の書類保存義務について、利用する証明制度、適用する原産性の基準によって保存すべき書類の内容が異なると思うが、どのように対応すべきか。	<p>輸入者は、輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第三者証明制度、認定輸出者制度を利用した場合：原産地証明書、認定輸出者による原産地申告。 ●輸出者又は生産者による自己申告制度を利用した場合：原産品申告書及び申告書作成者等から提供を受けている産品が原産品であることを証明するために必要な追加的な資料（「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む） ●輸入者による自己申告制度を利用した場合：原産品申告書を含め、産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録（「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む） <p>ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外となります。原産品であることを証明するために必要な追加的な資料・記録及び「RCEP原産国」の確認のための関係書類については、適用する原産性の基準や適用条文によりその内容が異なります。詳しくは税関ホームページ原産地規則ポータルに掲載中の「自己申告制度」利用の手引き～RCEP協定～のP6を参照ください。</p> <p>https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_rcep.pdf</p>
	44	輸入申告時に税関に提出した書類については保存義務はないとのことだが、原産品申告書等は輸入申告時に必ず提出するので、保存義務がある書類に原産品申告書等は含まれず、税関に提出していない関係書類が保存対象となるという理解でよいか。	輸入申告の際に税関へ提出した書類は、保存義務の対象外となります。なお、AEOの特例申告に係る貨物については原産地証明書等の提出に代えて保管することが可能になっており、この場合の原産地証明書等には保管義務が課されます。
	45	財務省説明資料P12について 原産地証明書の第10欄原産地基準の欄にPEと記載があり、当該原産地証明書を日本税関に提出してRCEP協定税率を適用して輸入許可を受けた。後日輸出者から「原産材料のみから生産される産品（PE）を示す根拠は持っていないが関税分類変更基準（CTC）を満たすことの証明資料は提供できる」と言われた。このような場合、事後確認があった場合にRCEP協定税率の適用は否認されるか。通関済の貨物について、事後に当該資料を提出する申告書類として提出することはできるか。	事後確認において協定上の原産品であることが確認できれば、原産地証明書に記載された原産地基準と異なる基準が適用される場合であっても、協定税率の適用は否認されません。したがって、輸出者から入手された関税分類変更基準（CTC）を満たす根拠資料については、通関済の貨物については適切に保管いただき、事後確認時に日本税関に提出いただければ問題ありません。なお、今後通関される貨物のために、事前教示制度の利用をご検討ください。事前教示回答の内容は、3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されますので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合に安定的な取扱いが確保されます。

カテゴリ	No.	質問事項	回答
書類保存・事後確認	46	事後確認の際に確認される情報とは具体的にどのようなものか。輸入申告時に入手した書類は提出しており、当該書類は保存義務はないと理解している。事後確認の際に新たに提供できる情報はないと思われるが、そのような場合、事後確認の確認内容はどのようなものになるか。	事後確認を実施する際には、産品が原産品であることを書類によって確認いたします。輸入申告時に提出された書類によって産品が原産品であることが確認できない場合に、追加的に情報提供を依頼するものをご理解ください。原産品であることを証明するために必要な書類については、RCEP協定フォローアップセミナーQ&A参考資料P4「【輸入者の書類保存義務】産品が原産品であることを証明するために必要な書類」に例を挙げていますので、ご参照ください。輸入者が追加的な情報を提供できない場合は、輸入者自己申告制度以外の証明制度の利用であれば、日本税関は輸出国側に情報提供要請を実施いたしますので、事後確認の際に情報を持っていないことを回答いただければ結構です。輸入者自己申告制度を利用された場合は輸出国側への情報提供要請ができませんので、輸入者が産品が原産品であることを書類によって示すことができない場合、RCEP協定税率の適用は否認されますのでご注意ください。
	47	事後確認の対象となる輸入申告は、どのような条件に基づいて選択しているのか。	事後確認の実施対象については、取締上の観点から開示しておりません。一般的に、輸入申告時に提出された書類からは産品が原産地規則を満たす協定上の原産品であるかの確認が取れない場合には、事後確認によってその確認を行うことになります。
原産地手続（輸出）	48	韓国向けの輸出において、輸出者・生産者による自己申告制度は利用できるか。	4/6現在、韓国では輸出者・生産者による自己申告制度を導入していないため、当該制度は利用できません。なお、韓国については原則協定発効から10年以内に当該制度を導入することとなっています。
	49	日本におけるRCEPに係る認定輸出者は現在何者になるか。また、認定輸出者の申請状況について教えてほしい（申請件数・審査に要する平均日数等）。	認定輸出者数、申請件数は公開していません。審査に要する日数は申請書類の正式受理後原則20日程度です。申請方法については、経済産業省HP上の「経済連携協定（EPA）に基づく認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き」をご参照ください。
	50	フォローアップセミナーで経産省から紹介のあった主なEPAにおける発効後3か月間の原産地証明書の発給件数が聞き取れなかったためQ&Aに掲載してほしい。	主なEPAの発効後3か月間の第一種特定原産地証明書の発給件数は以下のとおりです。 RCEP：10,492件 日タイEPA：3,495件 日インドEPA：2,154件 日インドネシアEPA：2,018件

カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (輸出)	51	日本商工会議所から第三者証明制度の原産地証明書発給申請で不備指摘を受けるケースがあるが、不備の判断基準がわからず対応に苦慮する場合がある。判断基準について公表できないか。	発給申請については、経済産業省HPや日本商工会議所HPでガイドラインや発給申請マニュアルで申請に必要な資料や手続等を公表しています。 個別の申請に際しては、ガイドラインやマニュアルを踏まえて、貴社で判断した基準に合わせて資料を揃えていることを発給申請事務所にご説明のうえ、何が足りないのかご確認ください。
	52	日本商工会議所への連続する原産地証明書（Back to back Proof of Origin）の発給申請の際に「中間締約国において、貨物にさらなる加工が行われないことを示す書類」が必要だとマニュアル等で説明があるが、具体的にはどのような書類を用意すればよいか。またその書類は最終輸出先協定国で認められているものなのか。	日本商工会議所への「連続する原産地証明書（Back to back Proof of Origin）」の発給申請の際に、具体的にはどのような書類を用意すればよいかは、ケースバイケースで変わりうるので、発給申請を検討されている場合は、前広に日本商工会議所あてにご相談ください。 また、RCEP協定上、有効な原産地証明書の原本又はその認証された真正な写しの提出及び中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われないことの立証が条件となっています。
	53	協定上の中国原産品を輸入し、日本国内の工場でラベル付けと刻印をし、RCEP締約国向けに再輸出する場合、日本における加工は協定第3・6条の「軽微な工程及び加工」に該当し、日本原産品とはならないという理解でよいか。 また、この製品について、日本において連続する原産地証明（Back to back Proof of Origin）の発給を受けることは可能か。	具体的な製品がわかりませんが、ご質問のケースでは、日本国内で付すラベルが非原産材料の場合、協定第3・6条の「軽微な工程及び加工」に該当する可能性が高いと考えられます。他方で、日本国内で付すラベルが協定上の原産材料であれば、第3・6条は原産品に対する加工には適用がありませんので、原産材料のみから生産される製品として日本原産品と認められる可能性があるとされます。 連続する原産地証明については、日本国内でのラベル付けが「輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求するラベル等による表示」に該当すれば、発給対象となる可能性があります。当該証明の発給要件として「中間締約国において更なる加工が行われないこと」がありますが、「輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求するラベル等による表示」はこの「更なる加工」から除かれるためです。 ご質問のケースでは、日本国内で付すラベルが協定上の原産材料であれば、原産材料のみから生産される製品として日本原産品と認められる可能性があるとされます。

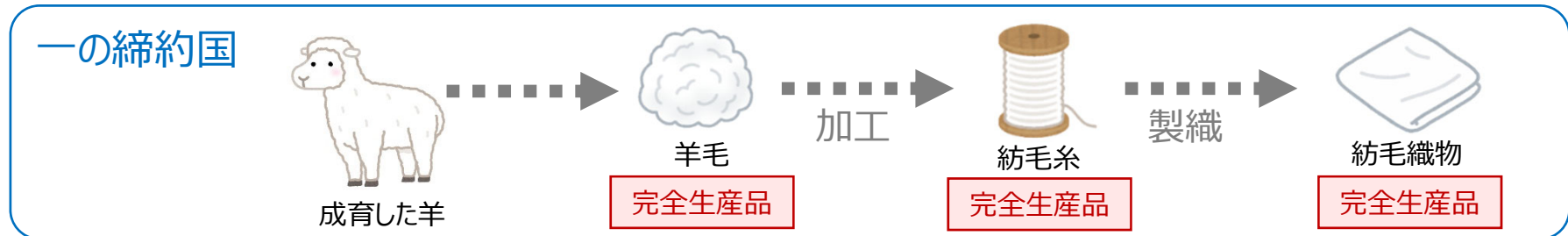
カテゴリ	No.	質問事項	回答
原産地 手続 (輸出)	54	<p>経済産業省から「中国税関における輸入通関時に、システムでHS番号の変換がうまくいかないことに起因するエラー品目がある」との説明があったが、現状どのような運用となっているのか知りたい。当該エラーが生じている具体的な品目を公表してもらえないか。また、このようなエラーが生じた場合、紙ベースで通関を依頼する以外に解決方法があるか。中国現地企業が問い合わせることのできる中国国内の窓口があれば教えてほしい。</p>	<p>RCEP協定においては、現状では、2012版のHS番号（HS2012）に基づく品目分類番号を原産地証明書に記載することとされています。しかし、中国への輸入通関時、通関システムで2022年版のHS番号（HS2022）が運用されている中で、HS2012に基づく品目分類番号が記載された原産地証明書を用いて輸入通関しようとする、HS2022上の品目分類番号と一致しないケースでは、場合によっては中国の通関システム上では手続できないという事案が発生しています。</p> <p>本件に係る運用について、日本政府が中国政府に確認したところ、「中国での通関申告で使用されているHS番号（HS2022）と原産地証明書上におけるHS番号（HS2012）が異なる場合、輸入者は中国の輸入通関システム上では入力できず、紙ベースで通関手続きを行う必要がある場合があるので、中国税関と事前に相談してほしい」との見解が得られました。</p> <p>具体的な品目については、HS2012とHS2022とでHS番号が変換された品目は本件に関係する可能性があります。</p>
	55	<p>日本から中国への輸出時、コンテナ船遅れまたは抜港などの影響で原産地証明書に記載された出港日、船名が、Waybillと不一致になることがあるが、現地税関から、都度原産地証明書を申請しなおすよう言われて大変困っている。他の事業者でこのようなトラブルが発生しているという情報はるか。</p>	<p>現時点で、他の事業者様からご質問のような事案についての相談は受けておりません。</p>
	56	<p>他の締約国でも、原産地証明書記載のHS番号相違などについて、日本税関の「不備のある経済連携協定原産地証明書等の取扱い」と同様の運用が行われているか。</p>	<p>RCEP協定の運用上のガイドラインでは、輸入品の原産品としての資格に疑いを生じない限りにおいて、輸入国税関は原産地証明上のHS番号の違いを軽微な表現の相違とし、考慮しないことができるとされておりますが、他の締約国における具体的な取扱いについては把握しておりません。</p>
税率 差 ル ー ル	57	<p>RCEP協定第3・8条（こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い）の規定は、協定第2・6条（関税率の差異）パラ4に適用されるか。第2・6条パラ6においては、「原産材料とは、最終的な製品としての資格の要求において考慮された原産材料のみをいう。」旨規定されているが、パラ4には同様の規定がないため、「原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国」を算出する際に包装材料を含めてよいか否かが不明である。</p>	<p>RCEP協定第2・6条（関税率の差異）パラ4に規定する「輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国」を算出する際も協定第3・8条の規定の適用が可能です。ただし、包装材料・包装容器を原産材料に含めることができるかについては、個別の判断が必要ですので、具体的な製品に係る情報をもって、各税関の（首席）原産地調査官部門までご相談ください。</p>
	58	<p>財務省説明資料P12について 日本の譲許表の付録の特定の原産品（100品目）非該当の製品について、原産地証明書の原産地基準欄にPEと記載されているが輸入者が関税分類変更基準（CTC）を満たすことを示す情報を提出して輸入申告する場合、資料P16のRCEP原産国の決定フローチャートでは「③品目別規則を満たす製品」としてRCEP原産国は輸出締約国と決定されると理解してよいか。</p>	<p>「③品目別規則を満たす製品」として、RCEP原産国は輸出締約国と決定されます。輸入者が関税分類変更基準（CTC）を満たすことを示す情報を提出して輸入申告した場合は、日本税関は提出された書類に基づき、製品が品目別規則を満たす製品であるものとしてRCEP協定税率適用について判断します。</p>

カテゴリ	No.	質問事項	回答
税率差ルール	59	<p>財務省説明資料P16について</p> <p>フローチャートの「日本の譲許表の付録の特定の原産品（100品目）」に該当した場合、輸出締約国である最終仕出国において付加される価値は、原産材料価額のFOB価額に占める割合を算出することによって求めるのか。一般に輸入者は輸出者から価額情報を入手することが難しいが、価額情報以外に最終仕出国において付加される価値を証明する方法はないか。特定の原産品（100品目）については、輸入者が価額情報を確認できない場合は証明制度によらず事後確認で否認される可能性が高いということになるか。</p>	<p>協定上、「日本の譲許表の付録の特定の原産品（100品目）」に該当する場合のRCEP原産国の決定は、第3・5条（域内原産割合の算定）の規定に必要な変更を加えたものに基づいて算定することが規定されていますので、価額以外の情報により最終仕出国において付加される価値を算出することはできません。</p> <p>輸入者が価額情報を入手できない場合、輸入者自己申告制度以外の証明制度では、取引されている輸出者・生産者への信頼に基づき原産地証明書等に記載されたRCEP原産国に基づいた税率適用を要求するか、又は第2・6条6の規定により税率適用を要求することができます。輸入者自己申告制度の場合、価額情報を入手していなければRCEP原産国を決定することができませんので、第2・6条6の規定により税率適用を要求するか、又は他の証明制度の利用をご検討ください。</p>

RCEP協定フォローアップセミナーQ&A No.21 参考資料

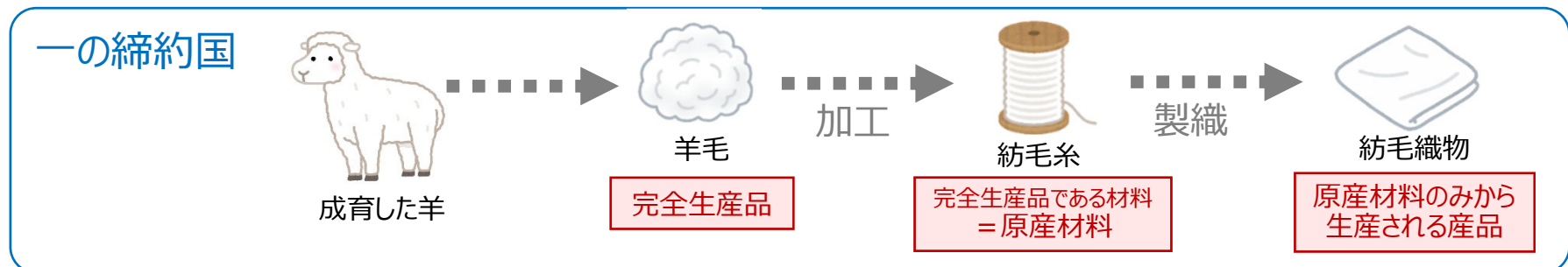
例：一の国で成育された羊から得られた羊毛（HS51.01）のみから当該一の国で生産された紡毛糸（HS51.06）のみを製織した紡毛織物（HS51.11）

RCEP協定 第3・2条(a) 完全生産品



RCEP協定 第3・2条(b) 原産材料のみから生産される産品

※第3・1条 (I) 「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。



原産地規則ポータル掲載

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf

不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い

原産地証明書又は原産品申告書については、記載事項漏れなど不備がないことが原則になりますので、輸入申告にあたっては、各原産地証明書の記載要領をご参照ください。

記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限り、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効と取り扱います。

◦ [＜重要＞「不備のある\(EPA/GSP\)原産地証明書等の取扱い」について（ご利用になる前にお読みください。）](#)

◦ [不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い](#)

◦ [不備のある一般特恵](#)



分野	記載項目	不備の内容	留意点	
その他		表題部における発給国の脱落	有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		遡及発給の文言の脱落		
		再発給の文言の脱落		
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。但し、複数の箇所の不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
		第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落		
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落			
品名	インボイスとの相違又は脱落（※）			
貨	HS番号（スイスは記載）	輸入申告における適用税番との相違	原則無効ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。

**【輸入者の書類保存義務】
選択した証明制度と保存書類**

■ **第三者証明制度、認定輸出者制度**

原産地証明書、認定輸出者による原産地申告

■ **輸出者又は生産者による自己申告制度**

原産品申告書及び

申告書作成者等から提供を受けている製品が原産品であることを証明するために必要な追加的な資料

（「RCEP原産国」の決定に係る確認書類を含む。）

■ **輸入者による自己申告制度**

原産品申告書を含め、

製品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録

（「RCEP原産国」の決定に係る確認書類を含む。）

【輸入者の書類保存義務】 産品が原産品であることを証明するために必要な書類

■ 完全生産品(WO)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(PE)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準 (CTC)

総部品表又は材料一覧表 (HS番号を含む) 、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準 (域内原産割合) (RVC)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準 (化学反応) (CR)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準 (累積、僅少の非原産材料等) を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

【輸入者の書類保存義務】
RCEP原産国の決定に係る確認書類

- (1) 第2・6条2 付録に掲げる100品目に該当しない原産品
 - 原産材料のみから生産される産品であり、輸出締約国において軽微な工程以外の生産工程が行われているもの
輸出締約国において軽微な工程以外の生産行為が行われていることが確認できるもの。
(例) 製造工程フロー図、生産指図書等
 - 完全生産品又は品目別規則を満たす産品
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。
- (2) 第2・6条3 付録に掲げる100品目に該当する原産品で、輸出締約国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であるもの
輸出締約国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であることが確認できるもの。
(例) 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等
- (3) 第2・6条4 (1)(2)でRCEP原産国が決定されない産品
原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国及びその価額が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等
- (4) 第2・6条6 輸入者が選択するルール
 - (a) 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率
原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等
 - (b) 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。

RCEP協定フォローアップセミナーQ&A No.30・31・32 参考資料

https://www.customs.go.jp/roo/2_leaflet_tokukei_sekisou.pdf

特惠税率の適用における「積送基準」について

- 「積送基準」とは、特惠税率の対象となる原産国が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準のことをいいます。
- 第三国を経由して日本に輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類（運送要件証明書）の提出が必要となります（課税価格の総額が20万円以下の場合を除く）。

(1) 「積送基準」とは

経済連携協定（EPA）又は一般特惠関税制度（GSP）を利用して特惠税率の適用を受けるためには、①第三国を経由することなく原産国から本邦に直送されるか、又は②第三国を経由する場合には、当該第三国において税関の管理下に置かれ、かつ、積替え、一時設置等の許容された作業のみが行われたことが条件となります。



～「運送上の理由」について～

第三国を経由する場合、GSPについては、原則として、「運送上の理由」が必要となります。「運送上の理由」とは、原産国が内陸国である場合や我が国への直接の輸送方法がない場合等で、第三国を経由して本邦へ運送せざるを得ない場合のことを指します。ただし、「運送上の理由」によらず、第三国で一時設置や展示会への出品等を行った場合であっても、原産国から当該貨物を輸出した者により、当該第三国から本邦に輸出される場合は、積送基準を満たすこととなります。

一方、EPAについては、「運送上の理由」がない場合（例えば、運送上の理由なく、商機や管理コスト等を踏まえ第三国に一時的にストックしている場合）であっても積送基準を満たすこととなります。

(2) 運送要件証明書の提出

第三国を経由して日本に輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、課税価格の総額が20万円以下の場合を除き、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類（①通し船荷証券、②経由国の税関等が発給した証明書、又は③その他税関長が適当と認める書類）の提出が必要となります。

(参考) 「積送基準」に関するQ&A

Q.1

「運送上の理由」は特段ないが、貨物は管理コストの安い第三国にて一時設置し、商機を見て日本へ輸入することとしている。原産国から一時設置する第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていなくても、EPA税率の適用は利用可能か。

A.1

EPAの積送基準においては、GSPと異なり「運送上の理由」による要件がないため、貨物を第三国でストックし商機を見て輸入しても、第三国で一時設置以外の作業が行われていない限り、積送基準を満たすこととなります。ただし、EPAの利用に当たっては、多くの協定で原産地証明書が必要となりますが、原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得していた必要があるため、実際上は原産地証明書の取得が難しく、第三者証明制度の下での利用は困難と考えられます。なお、日豪EPAで採用されている自己申告制度に基づく原産品申告書等の場合には、輸出後に作成することも可能です。

Q.2

運送要件証明書について、経由国の当局が非加工証明書を発行しておらず、また、運送の契約上、通しB/Lも発行されない。第三国において積替え以外の作業は行われていないことは確認できるが、EPAの積送基準を満たすための「税関長が適当と認める書類」として、具体的にはどのような書類を提出すればよいのか。

A.2

運送要件証明書は、原産国の産品が、第三国の税関管理の下、特段新たな加工がされることなく、我が国に輸入されていること（GSPの場合には更に運送上の理由があること）を税関が確認するために求めています。従って、「税関長が適当と認める書類」とは、例えば、積替地等について原産地証明書へ記載すること、原産国から我が国への貨物の流れや同一性を確認するための原産国から第三国、第三国から我が国への運送関係関連書

類（船荷証券等）、第三国で新たな加工がなされていないことを証明するための倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類、税関管理下の保税地域への搬出入記録等の提出が考えられます。また、提出書類は個別事案に応じて異なりますので、該当事例があった場合には、各税関の原産地調査官部門にご相談ください。事前指示制度の利用も可能です。

Q.3

「積送基準」の具体的な手続等について知りたい場合はどうしたらよいか。

A.3

下記の各税関の原産地調査官までお問い合わせください。

積送基準を含む原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkcd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanshi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

税関ホームページ 原産地規則ポータル: (<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

積送基準を満たすことを証明する書類（運送要件証明書）

- 輸送途上で第三国を経由する場合、積送基準の要件を満たすことを証明する書類を輸入締約国の税関に提出する必要がある。
- 日本への輸入においては、関税法施行令第61条第1項第2号ロに規定する「運送要件証明書」となり、具体的には以下のような書類となる。
 - ・ 通し船荷証券の写し
 - ・ 税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
 - ・ その他の税関長が適当と認める書類

（例） 輸出締約国から第三国及び第三国から日本への運送関係関連書類（船荷証券等）
倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類
税関監督下の倉庫への搬出入記録の写し等
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能。

第三国（非締約国又は中間締約国）を経由する場合



第三国において、更なる加工が行われていないこと & 税関当局の監督の下に置かれていたことを証明する書類を日本税関に提出する。